

県議会 11 月定例会一般質問から

-2008.12.16-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

農業政策について

長野県の総耕地面積は、11 万 2,300haで、このうち水田は 5 万 6,800ha、50.6%を占めています。水田農業のあり方は、長野県農業の根幹に関わる園芸振興対策や、遊休農地対策と連動して行くわけです。

本年の水稲作況指数は 102 で、全国で約 11 万tが当初見込み数量をオーバーし、国がその分備蓄米として買いあげることとなりましたが、長野県に年度当初割り当てられた主食用米等の生産目標限度面積は、3 万 3,239haに対し、作付け面積が 3 万 3,820haとなり、581ha作付け超過となっています。

9月定例会の答弁では、420haの超過であったわけですが、161haも増加している、しかも生産者団体や関係機関と連携し、収穫後でも対応が可能な転作面積にカウントされる新規需要米の追加取組みを推進していくとしていますが、更に面積が増えているわけです。

全国で過剰作付け県は、17 県で、残りの 30 都道府県は達成しています。

減反は米農家が生き残る唯一の手段で、減反に従わない農家が増えれば、国内の米流通量が増え米価が下落する。それは、農家収入の減少につながり、零細農家が多い県内農業は衰退していくとの思いから、過剰作付け分を成育途中で刈り取り、ホールクroppサイレージに取り組んだ農家もあります。

県内でのアンバランスもあります。

達成している地方事務所は 6、未達成は 4 つの地方事務所、未達成面積のうち 71%は東信の

一地方事務所です。

国では、割り当て数量以上に転作が出来る県と、長野県は手を上げなかったわけですが、転作が達成できない県がお互いに調整する県間調整をしています。

予定以上に転作を増やすとしたのは、佐賀県一県でしたが、大幅な大豆の転作に踏み切り、水田並みの所得が上がるよう助成金を出した結果でありますが、その超過面積を達成できない県が配分を受けたものです。

このように、県は市町村間調整を県内のシステムとして位置づけ、転作目標達成と食用米以外を付けた農家に、米と同等となるような所得補填をするべきと思います。

長野県に転作に関する助成金として、24億1,400万円が交付されています。

この助成金を長野県が定める重点転作物に配分し、水田並みの所得を確保するべきと思います。

県内74の水田農業推進地域協議会の状況をみると、補助金の支出内容に大変な格差がついています。

たとえば、何も作付けしなくて調整水田としているだけで、10a当たり3万円支払っている協議会と、支払っていない協議会は33ヶ所あります。

また、学校給食用米粉パンや、飼料用米などに当てている新規需要米には10a10万円出している協議会と、61協議会は支出していないわけで、全くのアンバランスです。

従って、産地づくり交付金など転作助成金の交付基準について全面的に見直し、長野県水田農業の確立をはかるべきと思います。

長野県の過剰作付けが恒常化し、需要に対して生産過剰となった米の価格低下が進むなかで、本年産米から減反は生産者団体に任せるとしていた姿勢を、県や市町村の責任において達成することとなりましたが、結果的に過剰作付けは解消されていません。

今まで忠実に減反政策を実行して来た農家に、未達成だからと言ってこれ以上の配分は難しいわけで、むしろ農家が不公平を感じ、減反から手を引いて協力しなくなる事を一番皆が恐れているわ

けです。

美味しい米が生産出来るから作付けすると言っていますが、需給によって米価は決まる、日本産価格で外国は米を買ってくれないわけです。

東信の美味しい米の産地であれば、米飯給食の回数や米粉パンを利用しても良いと思いますが、県下の平均か、それを下回る状況です。

長野県は、過剰作付けであっても米飯給食は週3回で、何年も前から増加していないわけで、長野県より回数の多いのは26府県に及んでいます。

地産地消や自給率向上も他の都道府県から遅れをとってしまう懸念さえあります。

米粉の製粉機の設置や、パン・麺の利用など、料理講習会や都市と農村との交流など、積極的に進めるべきです。

転作未達成県・市町村への影響はどのようになるか、平成21年度農業関係予算について目標達成県から優先して予算をつけるとしている。今回の補正予算についてもそのように通達を出しているが…長野県への影響についてどのように感じているのか、また、地産地消の推進や、自給率向上は、学校給食の充実からと農水省は力を入れています。学校給食を担う栄養教諭の新規採用は、来年度はないと聞いておりますが、全国的にみても数が少ない長野県の栄養教諭をどのように補い成果を上げるのか。

国は平成20年度補正予算農業関係において、省エネルギー型農業推進緊急対策事業と、燃油・肥料高騰緊急対策事業の二事業が予算化されましたが、厳しい農業状況の中で、県内の対象農家全てが対応されなければなりません。その窓口となる県は、どのような対策をされ農家に周知されるか、また、肥料対策については、水稻作付け農家の場合、生産調整を実施している農家となっているが、未達成となっている県の影響についてどのように考えているのか

遊休農地について

現在市町村において、耕作放棄地の全体調査が実施されています。

国から示されたスケジュールによると、その調査結果を11月28日までに所管の地方事務所へ提

出することになっていますが、県下市町村の進捗状況はどうか。また、市町村においては、その調査結果を基に耕作放棄地解消計画を策定し、平成 23 年度までに耕作放棄地を解消することとなっているが、県としてどのように支援しているのか

耕作放棄地全体調査の実施と、それに基づく耕作放棄地解消全体計画の策定を踏まえ、国は先頃の補正予算において耕作放棄地再生利用推進事業を創設しました。

この事業は、県段階及び市町村段階における耕作放棄地の再生・利用のための体制整備と、再生利用推進計画の策定を支援することとしていますが、県としてこの事業にどう取り組んでいくのか。

また、現在における進捗状況はどのようになっているか。

また、遊休農地の解消を図るため県は、「信州の田畑を耕そう！連絡会」を立ち上げ、解消運動を展開して来ましたが、今年はどのような成果が上がったのか。

私は、県内 1,200ha に及ぶ何も作付けしない調整水田や、遊休水田の解消をまず進めるべきと思います。

今回、国で実施している耕作放棄地の全体調査は、一年以上作付けがなく、放置されている土地を耕作放棄地として調査しているもので、毎年作付けしていなくても草が生えないように、保全管理をしている土地は、耕作地とみなし、調査対象外となっています。

実態は、このような遊休農地は激増しています。この農地は荒れていないためすぐにも作付けが可能です。

この遊休農地の実態を調査し、保全管理をしている期間に担い手や新規就農者に集積することが重要であると考えます。

危機管理体制について

最近の地球温暖化等の影響により、局地的豪雨や、豪雪による河川の氾濫・土石流災害、時として予想のつかない地震など、市町村単位の防災通報システムでは、現状を正確に把握することは困難です。

そこで地域防災リーダーや、職業として防災関係に携わった人や、団体などを県として防災情報の通信員として委嘱または団体と協定を結ぶことにより、より早く対応が出来、災害を最小限に食い止めるなど、県内の新防災情報通報システムの構築についてどのように考えているのか
災害防止は事前の巡回による確認も重要です。

国土交通省は昨年4月、都道府県が管理する河川について定期的に河川全域を巡視する目安を定めた河川管理指針を作成、都道府県に通知を出しました。

一年経過した本年、都道府県の河川管理の実態を調査した所、30%に当る全国6,293河川が、定期的に見回りが行われていないことが判明致しました。

私の地元でも、災害時に見つからなくて一年あるいは半年経過した時点で確認されたわけで、この間に再び災害が発生すると大変なことになっていたと思われる事例です。

河川の巡視は今後どのようにするのか

県は、県管理河川の浸水想定区域図を作成し、市町村はそれに基づいてハザードマップを作成しています。

洪水の恐れがあるときは、市町村長が出す避難勧告によって避難することになっていますが、国の中央防災会議調査会で調査した結果、全体の36%の市町村が明確な発令基準を定めていないことが明らかになりました。

浸水想定区域図を作成している県として、その目的は災害を未然に防止するためのものです。

市町村の実態をどのように把握し、指導しているのか

国の中央防災会議は、2005年にガイドラインとして、河川の水位や堤防の崩れ具合など、具体的な避難勧告発令基準を示し、自治体毎に基準を早急に策定するよう求めていたもので、県が浸水想定区域図を作成し、ハザードマップを作成する市町村に避難勧告基準づくりを県として指導しなければならなかったわけです。

次に、防火防災事業に直接携わっている消防団員確保のための消防団活動協力事業所応援減税について、この条例は消防団員の減少や、いわゆるサラリーマン団員の増加に伴い、地域にお

ける消防力の低下が心配されているところですが、県として消防団活動に協力している事業所等を事業税減税により支援しているものです。

この消防団応援減税を受ける前提条件として、市町村が国の消防団協力事業所表示制度を導入し、認定されている事業所となっているものです。

この認定数は75市町村・502の事業所ありますが、県の減税を受ける要件が厳しいため、現在までに適用は6件、52万3,000円にとどまっています。

企業からは、資本金要件緩和を求める意見もあります。この条例は来年3月31日をもって切れることとなりますが、私は要件を緩和し、引き続き消防団応援減税として企業の協力を得て、消防団員を確保し地域防災力を高めるべきと思います。市町村で進めている消防団協力事業所表示制度で認定された事業所は、来年度から県建設工事等入札参加資格の総合点数で、地域貢献として10点加点することが決定されていることから、消防団応援減税の改正による存続をすべきと思います。

地球温暖化対策について

本年9月、国は「都道府県別エネルギー消費統計」の2005年版を発表致しました。県の推計が遅れるのは、統計のまとめが膨大なために時間がかかるとのことですが、その結果県内の温室効果ガスの総排出量は、前年度比2.1%増の1,766万1,000tとなり、3年ぶりに増加しています。

県は、2003年4月地球温暖化防止県民計画を策定し、二酸化炭素排出量の削減につとめていたにもかかわらず、増加しています。県が立てた温室効果ガス排出抑制対策が、現実に生かされていないのではないかと思います。「京都議定書」が基準年とする1990年に比べると15.3%の増となります。本年度の県政世論調査の環境保全の項によりますと、普段の生活で感じる環境問題では、地球温暖化による気候変動が70%を占めています。また、普段心がけていることは、空き缶、牛乳パック等のリサイクルが80%を占め、県が取り組むべき対策として地球温暖化防止対策の推進が50%を占めています。県民の関心は高く、自らも積極的に実行していく姿勢がうかがえます。

民間の調査会社「ブランド総合研究所」で資源ゴミの分別や節水など、13項目に渡り実行している人の割合を点数化した結果、長野県が36.4点で全国トップとなっています。エコ行動全国一位の長野県でも、家庭部門の排出ガス量は増加しています。

家庭部門・産業部門・業務部門の増加している要因と対策はどのようにするのか。3年前のデータが公表されたわけですが、長野県より早く算定している自治体もありますが、今後県として傾向がわかる速報値などを出す工夫が必要であると思う。

国の2008年度補正予算の成立を受け、家庭用の太陽光発電への補助が復活し、日照時間の多い長野県として更に設置の推進を図ることや、国で新たな制度の試行としてCO2国内排出量取引制度や、環境省が推進するエコ・アクション・ポイントのモデル事業も10月15日から本格的に全国展開しているが、これらの事業についてどのように考えているのか

答弁については県議会のホームページをご覧ください。